

国自旅第 1 1 8 号
平成 1 3 年 1 2 月 5 日
一部改正 平成 1 8 年 9 月 1 5 日
一部改正 平成 2 0 年 6 月 2 7 日
一部改正 平成 2 4 年 7 月 3 1 日
一部改正 令和 5 年 5 月 3 1 日
一部改正 令和 5 年 1 0 月 1 日
一部改正 令和 5 年 1 2 月 2 8 日
一部改正 令和 6 年 3 月 2 9 日

地 方 運 輸 局 長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度

道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成 1 2 年法律第 8 6 号）の施行に伴い、運賃及び料金の認可制が上限の認可を受けた範囲内で適用する運賃を届け出る上限認可制へと変更されたことを受け、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成 7 年 9 月 6 日付け自旅第 1 9 1 号）の全部を別紙の通り改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」

目 次

I 総 則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 運賃及び料金の設定と変更
4. 運賃及び料金の種類

II 上限運賃及び実施運賃

第1 上限運賃、実施運賃及び料金の種類

1. 上限運賃（認可対象運賃）
2. 実施運賃（届出対象運賃）
3. 運輸に関する料金

第2 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態
2. 運輸に関する料金の制定形態

第3 上限運賃の水準に関する特例

1. 特定路線運賃
2. 面的競合の場合
3. 初乗運賃
4. 割増運賃
5. 特定利用運賃

第4 運賃及び料金の計算方法等

1. 運賃計算基準賃率
 - 1－1 運賃の設定地域等の単位
 - 1－2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法
 - 1－3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位
2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合
3. 料金の計算方法

第5 運賃及び料金の適用方法

- 5－1 普通旅客運賃
 1. 運賃の適用方法
 2. 運賃の設定

- 3. 運賃の計算方
- 5－2 定期旅客運賃
 - 1. 定期乗車券の種類
 - 2. 運賃の適用方法
 - 3. 運賃の設定
 - 4. 運賃の計算方
- 5－3 回数旅客運賃
 - 1. 回数乗車券の種類
 - 2. 運賃の適用方法
 - 3. 運賃の設定
 - 4. 運賃の計算方
- 5－4 運輸に関する料金
 - 1. 料金の種類
 - 2. 料金の設定
 - 3. 料金の適用方法
 - 4. 料金の額
- 5－5 その他

第6. 割引運賃の種類

- 1. 一般割引運賃
- 2. 営業割引運賃

第7. 標準的な適用方法等

- 1. 一般バスの運賃計算賃率等の標準的な算出方法
- 2. 運賃区界の定め方
- 3. 運賃の計算方法
- 4. 普通旅客運賃の適用方法
- 5. 定期旅客運賃の適用方法
- 6. 回数旅客運賃の適用方法
- 7. 障害者等割引運賃の適用方法

Ⅲ. 協議運賃

Ⅳ. 軽微運賃

第1. 軽微運賃の種類

- 1. 軽微運賃の種類
- 2. 運輸に関する料金

第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態
2. 運輸に関する料金の制定形態
3. 割増運賃

第3. 運賃及び料金の計算方法等

1. 運賃計算基準賃率
 - 1－1 運賃の設定地域等の単位
 - 1－2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法
 - 1－3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位
2. 料金の計算方法

第4. 運賃及び料金の適用方法

第5. 割引運賃の種類

第6. 標準的な適用方法等

I. 総 則

1. 適用範囲

一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃及び料金、実施運賃及び料金、軽微運賃及び料金並びに協議運賃及び料金の設定又は変更については、別に定める場合を除いて、この制度を適用する。

2. 用語の定義

- (1) 「一般バス」とは、道路運送法施行規則（以下「規則」という。）第3条の3第1項第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
- (2) 「限定バス」とは、道路運送法（以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
- (3) 「定期観光バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - イ. 定期的に運行する自動車により観光を目的とする乗合旅客を専ら運送するもの
 - ロ. 観光施設（観光客等が利用することを想定した遊戯や運動、鑑賞や宿泊等に関わる施設の総称をいう。）への運送を目的とする路線において、自社の一般バス（注）の系統と同等の経路であって、直行又は急行便として追加で設定するもの（注）「自社の一般バス」とは、当該運賃の届出を行う事業者、当該事業者の親会社、子会社及び共同運行会社等の一般バスをいう。以下同じ。
- (4) 「高速バス」とは、路線定期運行を行うバスのうち、規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (5) 「協議運賃」とは、法第9条第4項に規定する協議会における協議が調った運賃及び料金をいう。
- (6) 「軽微運賃」とは、規則第10条第1項及び第2項の規定による旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃及び料金（「協議運賃」に該当するものを除く。）をいう。
- (7) 「手回品」とは、旅客が携行する物品をいう。
- (8) 「特別初乗運賃」とは、利用者に対する適切なサービス提供の観点から適用区間距離を短縮する等した初乗運賃（いわゆる「100円バス」運賃等。）をいう。
- (9) 「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を行う運賃をいう。
- (10) 「特定利用運賃」とは、上限運賃の設定地域における定期旅客運賃及び回数旅客運賃を適用した地元利用者の利用割合が小さい路線において、混雑緩和を目的として、日常的に利用している利用者への割引を前提に、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を行う運賃をいう。

(11)「大人運賃」とは、適用旅客の範囲を中学生以上とする運賃をいう。

(12)「小児運賃」とは、適用旅客の範囲を小学生以下とする運賃をいう。

3. 運賃及び料金の設定と変更

次に掲げる場合を運賃及び料金の設定とし、その他の場合は運賃及び料金の変更とする。

(1) 事業の許可及び事業計画の変更認可に伴い当該許可及び認可にかかる路線及びこれと接続する路線の停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合

(2) 運行系統の変更（新設を含む。）に伴い、当該路線の停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合

(3) 事業計画の変更のうち停留所等の新設（位置の変更を除く。）に伴い新設停留所等と既設停留所等相互間の運賃及び料金を定める場合

(4) 従来設定されていなかった種類の運賃及び料金を新たに定める場合

4. 運賃及び料金の種類

運賃及び料金の種類は次のとおりとする。

(1) 普通旅客運賃

(2) 定期旅客運賃

(3) 回数旅客運賃

(4) 運輸に関する料金

Ⅱ. 上限運賃及び実施運賃

第1. 上限運賃、実施運賃及び料金の種類

1. 上限運賃（認可対象運賃）

法第9条第1項の規定による認可を受けた次の運賃をいう。

イ. 片道普通旅客運賃

ロ. 通勤定期旅客運賃

ハ. 通学定期旅客運賃

ニ. 普通回数旅客運賃

2. 実施運賃（届出対象運賃）

法第9条第3項の規定により、認可を受けた上限運賃の範囲内で届け出た次の運賃をいう。

(1) 片道普通旅客運賃の実施運賃

イ. 片道普通旅客運賃

ロ. 特殊普通旅客運賃

(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の実施運賃

イ. 通勤定期旅客運賃

ロ. 通学定期旅客運賃

- ハ. 特殊定期旅客運賃
- (3) 普通回数旅客運賃の実施運賃
 - イ. 普通回数旅客運賃
 - ロ. 特殊回数旅客運賃
- 3. 運輸に関する料金
 - (1) 上限料金（認可対象料金）

法第9条第1項による認可を受けた料金をいう。
 - (2) 実施料金（届出対象料金）

法第9条第3項により認可を受けた上限料金の範囲内で届け出た料金及び(4)の特別料金をいう。
 - (3) 一般料金

法第9条第1項の認可を受けた上限料金の範囲内で定める料金、すなわち(4)の特別料金以外の料金をいう。
適用方法等は第5. 5-4による。
 - (4) 特別料金

法第9条第1項の旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして、規則第10条第2項で定める特別座席料金、手回品料金等をいう。
適用方法等は第5. 5-4による。

第2. 運賃及び料金の制定形態

- 1. 運賃の制定形態
 - (1) 適用基準
 - イ. 一般バスの運賃の制定形態は、対キロ区間制、特殊区間制、均一制及び地帯制とし、地域別の適用基準は原則として次のとおりとし、路線の態様、旅客の流動状況等を勘案して選択するものとする。
 - ① 都市内の路線－均一制、地帯制又は特殊区間制
 - ② 都市近郊の路線－特殊区間制又は対キロ区間制
 - ③ 地方の路線－対キロ区間制
 - ロ. 限定バスの運賃の制定形態は一般バスの制定形態を準用する。
 - (2) 運賃区界の定め方

制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方は第7. 2. による。
- 2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

第3. 上限運賃の水準に関する特例

- 1. 特定路線運賃

次に該当する場合にあっては、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を特定路線運賃として設定することができるものとする。
ただし、当該運賃額は、実施運賃額が常にこれと同額となる確定上限運賃として取り扱うものとする。

(1) 他の事業者との競合路線における運賃調整

他の事業者との競合路線において共通乗車の実施等により利用者利便の向上を図ろうとする場合であって、運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両者の平均運賃額に調整上げする場合。

(2) 自社の路線相互間の運賃調整

一部経過地が異なる自社路線の同一停留所間又は近傍停留所間で運賃を同額に設定する必要がある場合であって、運行回数等のウェイト面で主たる路線の運賃額に調整上げする場合又は同程度の運行回数等であって両路線の平均距離による運賃額に調整上げする場合。

(3) その他

これまでに(1)又は(2)による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合、先乗り安や乗継ぎ安等の不合理を是正する場合又は道路の付け替えに係る新規路線の設定等実質的な並行路線と認められる場合

2. 面的競合の場合

運行回数等のウェイト面で主として経営する事業者が均一制、特殊区間制又は地帯制を採っている都市部において、いわゆる面的に競合する事業者については、次の何れにも該当する場合に限り、原価計算を行わず主として経営する事業者の運賃額と同額までの調整を認めるものとする。

なお、これまでに当該規定による運賃調整を行った路線において、引き続き、利用者利便を図ろうとする場合も同様とする。

(1) 当該制度適用地域内における全事業者の当該地域運送収入に対して、主として経営する事業者の当該地域運送収入が70%を超える場合、又は、当該競合する事業者の当該地域運送収入が10%未満の場合。

(2) 当該競合する事業者の全地域運送収入に対して、当該地域運送収入が30%未満の場合。

3. 初乗運賃

概ね2キロメートルまでの近距離区間に適用する運賃は、運送原価の適正な負担等の観点から、基準賃率により算定される運賃を超えた定額の初乗運賃とすることができる。

4. 割増運賃

(1) 有料道路割増

一般バス及び限定バスの路線で道路整備特別措置法に基づく有料道路、道路運送法に基づく一般自動車道及びその他の有料道路区間については、有料道路割増の適用を認めるものとする。

(2) 特殊割増

イ. 次に掲げる場合は事情に応じて、特殊割増を適用しても差し支えない。割

増率は、それぞれ当該路線の運送原価、旅客の運賃負担力、他の交通機関との関連等を勘案のうえ、定めるものとする。

- ① 深夜早朝(原則 23 時以降 5 時まで)の間にバスを運行する場合
- ② 登山、スキー、スケート等の観光客を対象にバスを運行する場合
- ③ 劇場、野球場等の一時的な需要に応じてバスを運行する場合
- ④ その他特殊な路線であって当該路線の運送原価が他の路線に比較して著しく高い場合
- ⑤ 「一般乗合旅客自動車運送事業における運賃収入の増加を目的としない運賃の上限変更に関する処理方針について(令和 6 年 3 月 29 日国自旅第 422 号)」による割増運賃を設定する場合

なお、相当の地元利用者がある場合にはこれらの者に対して定期旅客運賃及び回数旅客運賃について基準運賃額を適用するとともに、地元利用者であること等の確認についての地元自治体の協力を前提として普通旅客運賃についても同様の措置をとることができる。

この場合においては、特殊割増後の額及び基準運賃額のいずれもそれぞれの適用対象に係る上限運賃額とする。

- ロ. 割増率が上限運賃額の 2 倍程度までについては、他の交通機関との関連や旅客の運賃負担力等を勘案の上、割増率の算出基礎の添付を省略できるものとする。

ただし、適用路線、適用区間、区間キロ程、割増率、通常の運賃額及び割増運賃額については、運賃改定時に各事項を記載した資料を添付させるとともに、適用路線別の運行回数、実車走行キロ、輸送人員及び運送収入についても整理させておくものとする。

5. 特定利用運賃

上限運賃の設定地域における定期旅客運賃及び回数旅客運賃を適用した地元利用者の利用割合が小さい路線の運賃は、第 6 2. 高頻度利用者割引等による利用頻度の高い利用者に配慮した割引運賃を同時に設定する場合においては、必要に応じて基準賃率等によって算定される運賃を超えた上限運賃額を設定することができる。

この場合において、上限運賃額の 2 倍程度までは、他の交通機関との関連や旅客の運賃負担力等を勘案の上、算出基礎の添付を省略できるものとするが、設定する運賃額と上限運賃額の差が合理的な範囲となるよう設定するものとする。

第 4. 運賃及び料金の計算方法等

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率(以下「基準賃率」という。)により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、一般バスについては「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付け国自旅第116号）別紙1の標準運賃ブロック単位、限定バスについては系統単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場合等における営業所単位、運行地域単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

- (1) 一般バス： 対キロ区間制基準賃率×適用区間キロ×遠距離通減率
- (2) 限定バス： 一般バスを準用する。

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の上限設定（変更）認可申請時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

- (2) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。
- (3) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、第7.3.による。

2. 上限運賃の水準に関する特例による割増適用の場合

(1) 特殊割増

割増適用区間の運賃計算キロ程又は上限運賃額のいずれかについて、次の計算による運賃額とする。

- イ. 当該停留所間の実キロ程×（1＋割増率）
- ロ. 当該停留所間の上限運賃額×（1＋割増率）

(2) 有料道路

イ. 対キロ区間制の場合

割増率の算出方法は、次のとおりとする。

使用料金÷有料道路区間キロ程÷乗車密度÷（1－割引減収率）÷基準賃率＝割増率

（注） 有料道路区間キロ程とは、有料道路を含む運賃区界停留所間のキロ程をいう。

ロ. その他の場合

次の算式により算定した額（10円単位に4捨5入）を上限運賃に加算する。

使用料金÷乗車密度÷（1－割引減収率）

3. 料金の計算方法

料金の標準的な計算方法については第5.5-4による。

第 5. 運賃及び料金の適用方法

5-1 普通旅客運賃

1. 運賃の適用方法

(1) 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃の半額とする。

(2) その他標準的な適用方法については第 7. 4. による。

2. 運賃の設定

(1) 片道普通旅客運賃は、運行系統が設定されている路線の各停留所間にはクロードアの場合や定期観光バスの場合を除き必ず設定するものとする。

なお、2 以上の運行系統に跨る停留所間についても必要に応じ設定して差し支えない。

(2) 小児片道普通旅客運賃は、特別初乗運賃の適用区間についての設定は任意とする。

(3) 特別初乗運賃として、利用者に対して適切なサービス提供の観点から、適用区間距離を短縮した初乗運賃又は適用路線を循環系統等に限定した均一運賃等を設定する場合は、均一制運賃、特殊区間制 1 区運賃、地帯制 1 地帯運賃、対キロ区間制初乗運賃より低い運賃額を設定できるものとする。

なお、この場合における標準的な算出方法は第 7. 1. による。

この運賃は適用路線の範囲を限定することができる。

3. 運賃の計算方

(1) 大人片道普通旅客運賃は、それぞれ運賃の制定形態に応じて計算する。

運賃計算上の端数は、原則として 10 円単位に 4 捨 5 入するものとする。ただし、運賃額が 1,000 円以上になるものについては、50 円単位とすることができるものとする。なお、この場合の端数処理については、25 円以上は切り上げ、25 円未満は切り捨てとする。

(2) 小児片道普通旅客運賃の運賃計算上の 10 円未満の端数は、原則として 10 円単位に切り上げる。

5-2 定期旅客運賃

1. 定期旅客運賃の種類

定期旅客運賃の種類は、次のとおりとし、原則として毎日発売するものとする。

日極め定期乗車券類（暦日定期乗車券類）

端数月極め定期乗車券類

特殊定期乗車券類

2. 運賃の適用方法

(1) 通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び児童福祉法第 39 条に規定する保育所に通学する者並びに事業者の指定する学校に通学する者とする。

(2) 小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃の半額とする。

(3) その他標準的な適用方法については第7. 5. による。

3. 運賃の設定

(1) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃は、旅客が通勤又は通学のためバスを利用すると推定される距離内（概ね 30 キロメートル程度）の各停留所間（2 以上の系統に跨る区間を含む。）には普通回数旅客運賃を設定する場合及び特別初乗運賃に係るものを除き、必ず設定するものとする。ただし、過疎地、離島及び交通空白地等地域の実情に応じて設定する場合においてはこの限りでない。

(2) 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を設定する場合においては、1 か月定期旅客運賃は必ず設定するものとする。

4. 運賃の計算方

通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 計算基礎

イ. 基準運賃額

普通旅客運賃が設定されている区間は、乗降区間の大人片道普通旅客運賃額とし、普通旅客運賃が設定されていない区間（乗換えの場合）は、次のとおりとする。

① 地帯制及び均一制

地帯制又は均一制運賃額とするが、これにより難しい場合は、地帯制又は均一制運賃額にその1 / 2を加算した額とすることができる。

なお、通学証明書により事実上利用区間が限定される通学定期旅客運賃に限り1 / 2加算方式は適用せず、均一制又は地帯制運賃額を基準運賃額とするものとする。

② 特殊区間制

乗降停留所間の運賃区界数に対応する運賃額とする。

③ 対キロ区間制

乗降停留所間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対応する大人片道普通旅客運賃額とする。

ただし、それぞれの乗降区間の大人片道普通旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。

ロ. 推定乗車回数及び割引率については、事業者の任意とするが、実態に合わせて合理的な回数及び割引率とする。

(2) 計算方法

日極め定期乗車券類（暦日定期乗車券類）

① 大人の通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃の計算方は次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入する。

1 か月定期旅客運賃

基準運賃額 × 推定乗車回数 × （1 - 割引率）

- ② 小児定期旅客運賃の運賃計算上の10円未満の端数は、10円単位に切り上げる。

5-3 回数旅客運賃

1. 回数旅客運賃の種類

回数旅客運賃の種類は、次のとおりとし、プリペイドカード等これに相当するものを含む。

乗車回数式回数券類（使用回数減算方式）

金券式回数券類（使用金額減算方式）

その他これに類するもの

2. 運賃の適用方法

標準的な適用方法については第7. 6. による。

3. 運賃の設定

一般バスについては、普通回数旅客運賃は通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃を設定する場合及び特別初乗運賃に係るものを除き、必ず設定するものとする。ただし、過疎地、離島及び交通空白地等地域の実情に応じて設定する場合においてはこの限りでない。

4. 運賃の計算方

(1) 計算基礎

基準運賃額

① 乗車回数式回数券類の場合は、乗降停留所間の片道普通旅客運賃とする。

ただし、乗降停留所を指定しない場合は、券片等表示の金額とする。

② 金券式回数券類の場合は、券面等表示額（券片等表示額の合計）とする。

(2) 計算方法

運賃の計算方法は、次のとおりとし、運賃計算上の端数は10円単位に4捨5入するのを原則とするが、乗車回数式回数券類の場合は、運賃計算上の端数がでないように券片等数で調整しても差し支えない。

イ. 乗車回数式回数券類 基準運賃額×券片等数×（1－割引率）

ロ. 金券式回数券類 基準運賃額×（1－割引率）

ハ. その他これに類するもの 合理的な計算に基づくものであること。

5-4 運輸に関する料金

1. 料金の種類

料金の種類は、次のとおりとする。ただし、これは料金の代表的なものの例示であり、その他の料金の設定を妨げるものではない。

座席指定制料金及び座席定員制料金

デラックスバス利用料金

特別座席料金

手回品料金

2. 料金の設定

一般料金、特別料金とも、設定は任意とする。

3. 料金の適用方法

料金は、座席指定制、座席定員制等を採用することにより多数の利用者の利便を図る運行やいわゆるスーパーシート（特別座席）のように特別な設備を備えた車両を使用する等により、料金を支払う利用者に一般利用者と異なる特別な便益を提供する場合、利用者が無料の手回品以外の物品をバス車内に持ち込む場合等に適用する。

4. 料金の額

料金の額は、一般料金については認可を受けた上限料金の範囲内で、また、特別料金は特に範囲を定めず事業者が任意に定めるものとするが、利用者の受益の程度、他の交通機関の運賃・料金、利用者の負担力等を勘案し、公正妥当なものとする。

5-5 その他

法第82条第1項により運送することができる小荷物に関する運賃及び料金は、バス輸送の性格上、鉄道等と異なり荷物そのものの輸送力は極めて軽微であることを踏まえ、無規制とするなっている。

第6. 割引運賃の種類

1. 一般割引運賃

実施運賃のうち、基本運賃（片道普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、普通回数旅客運賃）を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃（適用する期間に限定のないものに限る。）であり、主な種類は次のとおりとする。

なお、障がい者等割引運賃については、原則として一定率を減じて運賃設定するものとし、1. (2)～(4)及び2. に掲げる運賃は当該一定率に応じてさらに割引することができるものとする。

(1) 障がい者等割引運賃（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者、児童福祉法の適用を受ける者等を対象とする。）

(2) 特殊普通旅客運賃

イ. 乗継割引乗車券類

例：バス・バス乗継割引乗車券類、バス・鉄道乗継割引乗車券類等

ロ. 往復割引乗車券類

ハ. その他特殊割引乗車券類

(3) 特殊定期旅客運賃

イ. 乗継割引定期券類

例：バス・バス乗継割引定期券類、バス・鉄道乗継割引定期券類等

ロ. 通勤通学定期券類

ハ. 通勤（通学）共通定期券類

ニ. その他特殊割引定期券類

例：企業定期券類等

(4) 特殊回数旅客運賃

イ. 通勤回数券類

ロ. 通学回数券類

ハ. 定期回数券類

例：通勤定期回数券類、通学定期回数券類等

ニ. 乗継割引回数券類

例：バス・バス乗継割引回数券類、バス・鉄道乗継割引回数券類等

ホ. 乗降区間指定回数券類

例：乗降停留所指定高速バス回数券類、区間指定割引回数券類等

ヘ. その他特殊割引回数券類

例：バス共通回数券類、バス・鉄道共通回数券類等

2. 営業割引運賃

需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものであり、主な種類は次のとおりとする。

(1) 特殊普通旅客運賃

イ. 団体割引乗車券類、学生団体割引乗車券類等

ロ. 利用日限定乗降フリー乗車券類

例：1日乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー1日乗車券類等

ハ. 記念乗車券類（適用期間を限定したもの）

ニ. 高頻度利用者割引乗車券（一定期間の乗車回数に応じて販売額等を変動させるもの）

ホ. キャッシュレス割引乗車券

ヘ. その他特殊割引乗車券類

例：バス・鉄道共通1日乗車券類、季節割引乗車券類、周遊割引乗車券類等

(2) 特殊定期旅客運賃

イ. 利用時間限定割引定期券類

例：昼間定期券類、買物定期券類等

ロ. 利用期間限定割引定期券類

例：夏休み専用定期券類、学期定期券類等

ハ. 利用日限定割引定期券類

例：平日定期券類等

ニ. 特定地域フリー定期券類

ホ. 複数路線共通定期券類

ヘ. 高頻度利用者割引定期券類（一定期間の乗車回数に応じて割引率等を変動させるもの）

ト. その他特殊割引定期券類

例：高齢者割引定期券類、環境定期券類、継続購入割引定期券類等

(3) 特殊回数旅客運賃

イ. 利用時間限定割引回数券類

例：昼間回数券類、買物回数券等

ロ. 利用日限定割引回数券類

例：ノーマイカーデー専用回数券類、土日祝日割引回数券類等

ハ. 高頻度利用者割引回数券類（一定期間の乗車回数に応じて乗車券類を提供するもの）

ニ. その他特殊割引回数券類

例：高齢者割引回数券類、特殊割増区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等

第7. 標準的な適用方法等

以下に上限運賃を設定するに際しての標準的な適用方法等及び実施運賃に係る主な一般割引運賃の標準的な適用方法等を補足的に例示する。なお、適用例に準じた申請又は届出については、内容の審査を一部省略するものとする。

1. 一般バスの運賃計算賃率等の標準的な算出方法

運賃計算キロ程が2キロメートルを超え 10 キロメートル（又は2キロメートルを超え5キロメートル）までの部分にかかる賃率を基準賃率とし、2キロメートルまでの部分にかかる賃率は基準賃率の2倍とし、10 キロメートルを超え 20 キロメートル（又は5キロメートルを超え 10 キロメートル）までの部分にかかる賃率は基準賃率を1割以上減じた賃率とし、20 キロメートルを超え 30 キロメートル（又は10キロメートルを超え 15 キロメートル）までの部分にかかる賃率は基準賃率を2割以上減じた賃率とし、30 キロメートル（又は15キロメートル）を超える部分にかかる賃率は基準賃率を3割以上減じた賃率とし、累加法による。

ただし、地域の実情に応じて設定することを妨げるものではない。

また、特別初乗運賃については、原則として、対キロ区間制の場合は初乗運賃での設定キロ程に、概ね1／2を乗じたキロ程を基準とし、他の運賃制定形態の場合もこれと同様の考え方を基準とするものとする。

2. 運賃区界の定め方

イ. 対キロ区間制

① 運賃区界停留所間のキロ程は、地域の実情、営業政策等を考慮のうえ、事業者の任意により原則として概ね1キロメートル以上のキロ程で定めるものとする。

（注） 運賃区界停留所とは、運賃計算の起点となる停留所をいう。

② 主要停留所及び他の路線との分岐点に所在する停留所（分岐点に停留所が所在しない場合は、その至近距離にある停留所）については、原則として運賃区界停留所とするものとする。

③ 運賃区界停留所以外の停留所は外方の運賃区界停留所からの運賃を適用する。

ただし、運賃区界停留所から概ね300メートル以内の停留所は、原則として指定停留所とし、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。

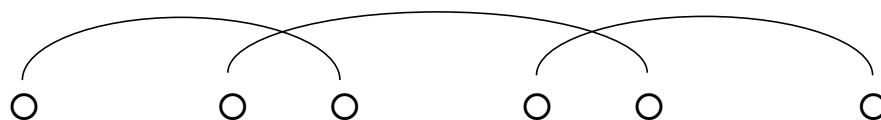
ロ. 特殊区間制

① 運賃区界停留所は、原則として等間隔に定めることとし、1区の距離は地

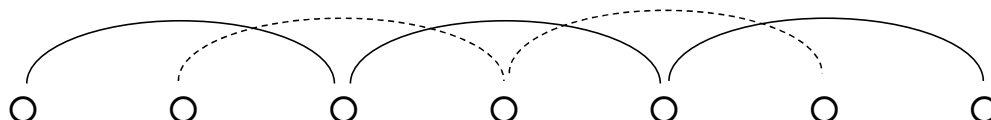
域の実情、営業政策等を考慮のうえ、概ね2キロメートル以上とする。

② 運賃区界停留所はそれぞれ重複させる。

例1. 全線3区



例2. 全線3区



ハ. 均一制及び地帯制

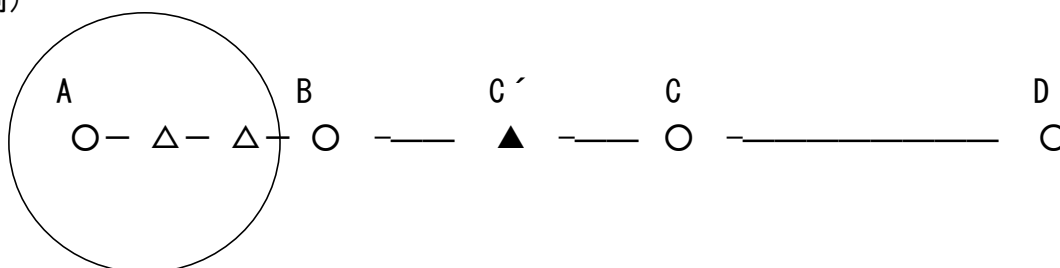
行政区画、経済圏、旅客の流動状況等を勘案して定める。

3. 運賃の計算方法

(1) 同一路線で運賃の制定形態が異なる区間がある場合

イ. 対キロ区間制区間と均一制又は地帯制区間

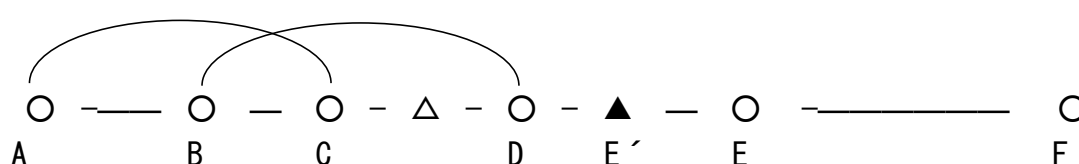
(例)



A B間からB以遠に跨る区間の運賃は、対キロ区間制運賃として計算するがA B間とB以遠の運賃を併算した額が前記運賃額より低額となる場合は併算額とする。ただし、この場合において、B C（Cは最初の運賃区界停留所）間にC'（▲印）の如く停留所がある場合、A C'間の運賃はA C間の運賃を適用せずA B間の運賃にB C間の運賃の半額程度を加算した額とする（C'にかかる運賃は、均一制又は地帯制区間内からの跨り運賃のみを設定するものとする。）。なお、△印は対キロ区間制区間と均一制又は地帯制区間に跨る区間の運賃を調整するための運賃区界停留所で、運賃区界停留所の定め方は対キロ区間制の場合に準ずるものとする。

ロ. 対キロ区間制区間と特殊区間制区間

(例) A D間特殊区間制



A D間からD以遠に跨る区間の運賃は、対キロ区間制運賃として計算するがA

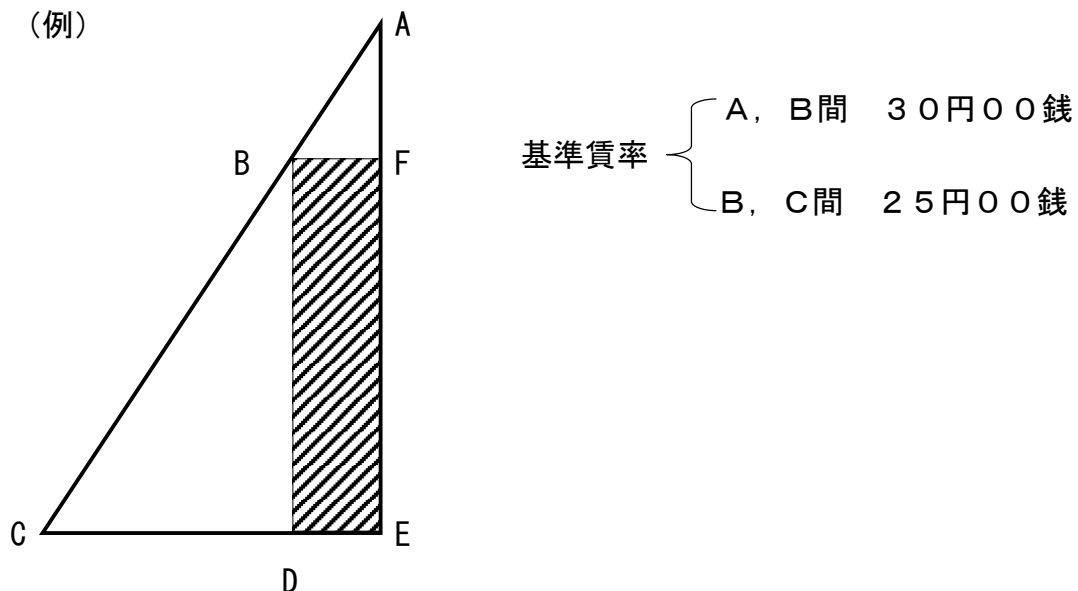
D間とD以遠の運賃を併算した額が前記運賃額より低額となる場合は併算額とする。ただし、この場合においてD E（Eは最初の運賃区界停留所）間にE'（▲印）の如く停留所がある場合、A E'間の運賃はA E間の運賃を適用せず、A D間の運賃にD E間の運賃の半額程度を加算した額とする（E'にかかる運賃は特殊区間制区間内からの跨り運賃のみを設定するものとする。）。なお、△印は対キロ区間制区間と特殊区間制区間に跨る区間の運賃を調整するための運賃区界停留所で、運賃区界停留所の定め方は対キロ区間制の場合に準ずるものとする。

ハ. 均一制区間と地帯制区間又は特殊区間制区間

均一制区間内を原則として地帯制の1地帯又は特殊区間制の1区とみなしてそれぞれ地帯数又は区数に対応する運賃とする。

(2) 同一路線で基準賃率の異なる区間がある場合

(例)



A、B及びB、Cの区間を比較して、距離の長い区間、すなわち、B、C間 25円00銭の基準賃率を用いて斜線の部分（B、D、E、F）の運賃を計算するが、この場合斜線の部分の各停留所間の運賃計算キロ程は次の方法によって算出したキロ程とする。

イ. A、B間（B、Fの部分）

A、B間の各停留所間の実キロ程 × (A、B間基準賃率 ÷ B、C間基準賃率)

ロ. B、C間（B、Dの部分）

実キロ程とする。

ハ. 斜線の部分

イとロのそれぞれのキロ程を合計する。

4. 普通旅客運賃の適用方法

(1) 普通旅客運賃の適用方法は、第5. 5-1に定めるほか、次のとおりとする。

イ. 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

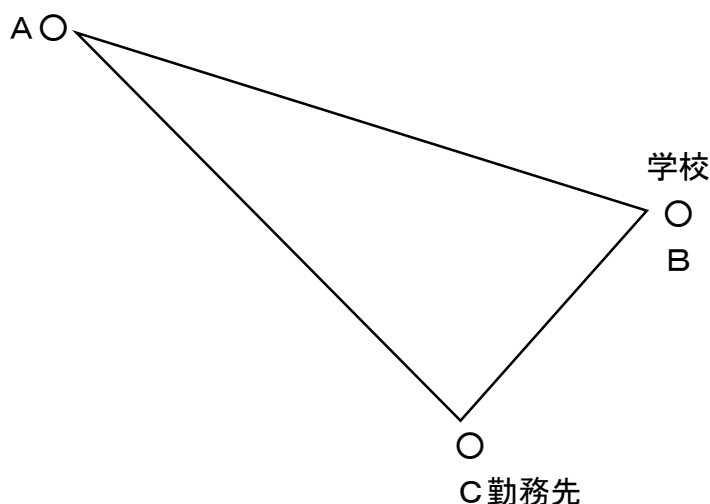
- ## (2) 団体割引乗車券類等の適用方法

- ## 5. 定期旅客運賃の適用方法

- 乗降停留所間の通勤定期旅客運賃と通学定期旅客運賃の合算額を全区間往復乗車となる場合は1 / 2した額、その他の場合は1 / 4した額とする。

- 19 -

(例2) 自宅



(A～(B、C経由)～A間の通勤定期旅客運賃＋通学定期旅客運賃)×1/4

(3) 端数月極め定期乗車券類の計算方法

- ① 不正乗車防止等の理由により、月極め定期乗車券類とする場合は、通用期間の終期を月末とし、通用期間の始期は、端数の日数（1日以上1か月未満）のある月極め定期乗車券類とする。
- ② 前記の端数の日数のある月極め乗車券類を発売する場合は、それぞれ端数の日数のある定期旅客運賃を設定する。

なお、端数の日数のある定期旅客運賃は、次の算式により算定した額（10円未満の端数は10円単位に4捨5入する。）とし、推定乗車回数及び割引率は、実態に合わせて合理的な回数及び割引率とする。

1か月と端数の日数のある定期旅客運賃

基準運賃額×（推定乗車回数＋端数の日数の2倍）×（1－割引率）

6. 回数旅客運賃の適用方法

- (1) 普通回数旅客運賃の適用方法は、第5. 5－3に定めるほか、次のとおりとする。

- イ. 回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を多回数乗車する場合、または旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
- ロ. 特殊回数旅客運賃は、通学回数券類、定期回数券類、乗降停留所区間を指定する回数券類、利用時間限定割引回数券類、乗継割引回数券類、観光割増等設定区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等の特殊な回数旅客運賃を設定する場合に適用する。
- ハ. 通学回数券類を適用する旅客の範囲は、第5. 5－2. 2（1）の通学定期旅客運賃等を適用する旅客の範囲と同一とする。
- ニ. 回数乗車券類を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(2) 定期回数旅客運賃の適用方法

- イ. 運賃の適用方法

- ① 定期回数旅客運賃は、旅客が同一停留所間を毎日 1 往復する場合に適用する。
- ② 通勤定期回数旅客運賃は、原則として適用旅客の範囲を限定しない。
- ③ 通学定期回数旅客運賃を適用する旅客の範囲は、第 5. 5-2. 2 (1) の通学定期旅客運賃等を適用する旅客の範囲と同一とする。
- ④ 定期回数乗車券類を所持する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。
- ⑤ 定期回数旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。
- ⑥ 小児定期回数旅客運賃は、大人定期回数旅客運賃の半額とする。

ロ. 運賃の計算方

(イ) 計算基礎

① 基準運賃額

乗降区間の大人片道普通旅客運賃額とする。

② 割引率

割引率は、定期旅客運賃の割引率とする。

(ロ) 計算方法

- ① 大人定期回数旅客運賃の計算方法は次のとおりとし、運賃計算上の端数は 10 円単位に 4 捨 5 入する。

基準運賃額 × 推定乗車回数 × (1 - 割引率)

- ② 小児定期回数旅客運賃の運賃計算上の 10 円未満の端数は、10 円単位に切り上げる。

7. 障がい者等割引運賃の適用方法

(1) 運賃の適用方法

「第 5. 運賃及び料金の適用方法」及び「第 7. 4. 普通旅客運賃の適用方法」から「6. 回数旅客運賃の適用方法」までと同一とする。

(2) 運賃の計算方法

イ. 片道普通旅客運賃

片道普通旅客運賃 × (1 - 割引率)

ロ. 通勤定期旅客運賃及び通学定期旅客運賃

通勤定期旅客運賃又は通学定期旅客運賃 × (1 - 割引率)

ハ. 普通回数旅客運賃

イ. の計算式により算出される額 × 券片等数 × (1 - 割引率)

Ⅲ. 協議運賃

協議運賃の取扱いは、Ⅱ. 上限運賃及び実施運賃に準じて設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

Ⅳ. 軽微運賃

第1. 軽微運賃の種類

軽微運賃の種類は次のとおりとする。

1. 軽微運賃の種類

Ⅱ. 第1. 2. 実施運賃に準ずるものとする。

2. 運輸に関する料金

特別料金の種類、設定、適用方法等はⅡ. 第5. 5-4による。

第2. 運賃及び料金の制定形態

1. 運賃の制定形態

軽微運賃を適用するバスの運賃の制定形態は以下を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

(1) 適用基準

イ. 定期観光バスの運賃の制定形態

① Ⅰ. 2. (3) イに定める定期観光バス

制定形態は、時間距離併用制を原則とする。ただし、定期観光バスの系統が1系統しかない場合、あるいは、2以上の系統がある場合でも運行距離と所要時間が概ね比例している場合は距離制によることができる。

② Ⅰ. 2. (3) ロに定める定期観光バス

制定形態は、原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

ロ. 高速バスの運賃制定形態は、原則として対キロ制とする。

(2) 運賃区界の定め方

イ. 対キロ制は、全停留所を運賃区界停留所とする。

ロ. その他、制定形態に応じた運賃区界の標準的な定め方はⅡ. 第7. 2. による。

2. 運輸に関する料金の制定形態

運輸に関する料金の制定形態は、事業者の任意とする。

3. 割増運賃

軽微運賃を適用するバスの割増運賃はⅡ. 第3. 4. 割増運賃を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第3. 運賃及び料金の計算方法等

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の計算方法等は以下を参考として計算する等、合理的かつ利用者に明確な手法により計算することが望ましい。

1. 運賃計算基準賃率

運賃計算基準賃率（以下「基準賃率」という。）により運賃額を算出することが適当な場合にあつては、地域等の単位ごとに定めた基準賃率を用いて運賃を計算するものとする。

1-1 運賃の設定地域等の単位

事業者ごとに、高速バスについては系統単位、定期観光バスについては地域単位に設定することを基本とするが、事業者の判断により、原価の差異が明確な場

合等における営業所単位等の細分地域単位若しくは系統単位の設定又は全地域を一括した設定を認めるものとする。

1-2 バスの業種区分ごとの運賃計算方法

(1) 高速バス : 対キロ制基準賃率×適用区間キロ×遠距離通減率

(2) I. 2. (3) イに定める 定期観光バス

: 対キロ制・時間制基準賃率×適用区間キロ・時間

(3) I. 2. (3) ロに定める定期観光バス

: 原則として設定地域の自社の一般バスの設定に準じる。

1-3 運賃計算キロ程・時間及び基準賃率の計算単位

(1) 距離制運賃

運賃計算キロ程は、別に定める場合を除いて、各停留所間の実キロ程とする。

運賃計算キロ程は、キロ未満1位までとし、2位以下は1位に4捨5入する。

なお、各停留所間の実キロ程は、運賃等の設定（変更）届出時に実測のうえ確認するものとし、距離制基準賃率は10銭単位とする。

(2) 時間制運賃

運賃計算時間は、当該運行系統の運行計画で定める所定の所要時間（30分単位とし、15分以上は30分に切り上げ、15分未満は切り捨てる。）とし、時間制基準賃率は1円単位とする。

(3) 基準賃率計算上の10銭未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) その他基準賃率を用いた標準的な運賃の計算方法については、II. 第7. 3. による。

2. 料金の計算方法

料金の標準的な計算方法についてはII. 第5. 5-4による。

第4. 運賃及び料金の適用方法

軽微運賃を適用するバスの運賃及び料金の適用方法等は、II. 第5を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第5. 割引運賃の種類

軽微運賃を適用するバスの割引運賃の設定は、II. 第6を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

第6. 標準的な適用方法等

軽微運賃を適用するバスの標準的な適用方法等は、II. 第7を参考として設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましい。

附 則（平成18年9月15日 国自旅第148号）

本制度は、平成18年10月1日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

附 則（平成２０年６月２７日 国自旅第１０９号）

本制度は、平成２０年７月１日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

附 則（平成２４年７月３１日 国自旅第２３０号）

本制度は、平成２４年７月３１日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

附 則（令和５年５月３１日 国自旅第５３号）

- １ 本制度は、令和５年５月３１日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。
- ２ 改正日前に申請を受け付けたもののうち、改正日以後に認可するものにあつては、改正後の規定を適用できる。
- ３ 上限運賃の変更を伴わない申請については、当分の間、従前の規定によることができる。

附 則（令和５年１０月１日 国自旅第１７７号）

本制度は、令和５年１０月１日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。

附 則（令和５年１２月２８日 国自旅第２５３号）

- １ 本制度は、令和５年１２月２８日以降に届け出るものから適用するものとする。
- ２ 改正日前に申請を受け付けたもののうち、道路運送法施行規則の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第１０１号）附則により、同法第９条第６項の規定によりされた運賃の届出とみなされたものにあつては、改正後の規定を適用する。

附 則（令和６年３月２９日 国自旅第４１８号）

本制度は、令和６年３月２９日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。